

附錄

津輕信政年譜

一 本年譜は、津輕四代藩主信政の事蹟を概観する目的の下に編んだものであるが、信政は津輕藩存立の基礎を固めた英主であるため、藩政全体と密接不離の關係にあるので、それを併せ掲げることの必要を感じ、さうに時代全体の動きとも參考にすることの便利をも考えて、信政及び藩主家關係事項、津輕藩關係事項、參考事項の三段組とし、重要事項と思われものを掲記することとした。

一 本年譜は、史実の正確を期し研究者に多少とも役立つことを考慮して史料出典を挙示する方針をとった。それらのうち、類出するものは、次のように略称を用いた。

弘前藩庁日記—日記 年代記—日記方—一年 御家系—日記方—家系 本藩歴年重鑑—別名、御国年代記—歴史
工藤家記—別名、封内事實秘苑—工 佐藤家記—佐 要記秘鑑—秘鑑 御定書—定書 寛政重修諸家譜—寛政譜
弘城日譜—城譜 信政公鑑盤—鑑盤 奥富士物語—奥富士 津輕信政公事蹟—事蹟

上記のうち、日記・年代記・御家系・歴年重鑑・要記秘鑑・工藤家記等、および御用格は弘前市立図書館所蔵本に拠った。
一 本年譜作成に考つては種々の文献を參考べしたが、その主なものは次の通りである。

津輕歴代記類上下—みちのく叢書本 津輕藩日記伝類—同上 津輕一統志—青森県叢書本 奥富士物語上下—同上
青森県史—才二 津輕信政公事蹟—菊池元衛編 青森市史別冊年表 津輕藩史—工藤主善著 津輕信政公—外崎肇著
一 国史研究年表—黒坂勝美編 大日本年表—辻善之助編

一 幾三氏の參考事項—普通の年表では、天皇・將軍・幕府の執政者等は特別の欄を設けてかかげられるのであるが、本年譜ではそれらを此の段に組入れ、他はなるべく件数を少くした。但し、信政もしくは津輕藩と關係関連のあるものは、必ずしも最重要事項でなくとも掲げることとした。

一 簡潔を旨とするため、原則として文語律を用いた。句読点は原則として省略した。用語もほぼ統一したつもりであるが、混乱を免れていないと思う。また表現も平明を期したが、中には封建時代の用語を用いざるを得なかつた場合もある。

一 掲載事項は、紙面が限られていたため特に重要と思われもののみに限定したが、重要なもの（既存の編纂物等に見える）でも、時日、原拠に疑問のあるものは割愛した。選取に當つては政治経緯にのみ偏せず、社会や文化の面にも注目し、なるべく万遍なく掲げようつとめた。しかし、なにごん思案の間に作成したものであるから、所期通りになっていない。大方の御批判や御助言を得て、後日完全を期したいと念じている。

一 本年譜の基礎調査に際しては、葛西忠三氏（弘前図書館）の有益な助言と、大川哲夫君の協力とを得た。また原稿浄書に當つては、大川哲夫、阿保邦弘、田中哲の三君を煩わした。ここに謝意を表する。

年号	西曆	正保3	慶安1	1650	3	
1646	1647	1648	1649	1650	3	
1	2	3	4	5	3	
信政及び藩主家関係事項	津輕藩関係事項	参考事項				
<ul style="list-style-type: none"> 〇七二八信政弘前城にて誕生す (生母添田氏) (家系) 〇三二一藩主信義参府 (歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇六月弘前にて芝居始まる (歴史) 〇今年弘須村焼ケ袋、大川堀切元あり (工) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇二二八幕府諸国の地図を製せしむ 〇一〇二〇明人鄭芝龍後兵を幕府に請う、許さず 	<ul style="list-style-type: none"> 〇四二二信義参府 (歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇今年藩中騒動あり大身のもの救名付か多殺罰せらる (工) 〇今年大田寺建立 (歴史) 〇独狐村道断かる (歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇一〇二七家老北村久右工門城中にて村山某のために斬らる (歴史海防記) 〇今年頒分絵図・城四面・知行高帳も幕府に提出す (歴史工) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇四二一一天海に法眼大師号を賜う 〇八二五中江藤樹歿す 〇一〇月明人鄭成功又援兵を請う
<ul style="list-style-type: none"> 〇六二二信義帰国 (歴史) 〇八二七信義外ヶ浜を巡見す (歴史) 〇一〇二二信義大鷲へ入湯、越卒 (歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇城下東長町大火 (歴史) 〇七月十三湖奏口切替普請、九月中止 (歴史工) 〇八二六一七大雨洪水、死亡者多数 (工) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇二二六幕府勅農規定三一ヶ条を頒布す 〇三六 検約令を下す 〇六二二江戸大地震 	<ul style="list-style-type: none"> 〇一〇二二信義大鷲より帰城 (歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇三月寺院を元寺跡より南溜池の南側(新寺町)に移す (歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇一〇二二信義大鷲より帰城 (歴史) 	

			承元 一		
			1652		
			7		
			<ul style="list-style-type: none"> 。一五信義大綱より帰城 (歴憲) 。三六 信義参府 (歴憲) 。六月 青柳村に別荘を建つ (一) 		
			1651		
			6		
			<ul style="list-style-type: none"> 。八五信義帰国 (歴憲) 。九二 信義大綱に入湯、秋年 (歴憲) 		
			1654		
			9		
			<ul style="list-style-type: none"> 。三〇 信義参府 (歴憲) 。六月 石川某の事により信義通塞を命ぜらる (歴憲) 		
			2		
			8		
			<ul style="list-style-type: none"> 。六月 信義帰国 (歴憲) 。八三 信義尾太山に到る (歴憲) 。三月 大森村(鯉ヶ沢海辺道)に別荘を建つ (歴憲) 		
			3		
			1653		
			8		
			<ul style="list-style-type: none"> 。一ニ、一ハ大地震 (歴憲) 。今年 枯木平村(岩木山中腹)並びに同所新田の開墾をはかつてならず、よつて牧場を作る (佐) 		
			1652		
			7		
			<ul style="list-style-type: none"> 。五月 白銀町の藩士宅を元寺町に移し始む (歴憲) 。冬 雪甚た少し (歴憲) 		
			6		
			<ul style="list-style-type: none"> 。今年 証人役の件につき幕府に上申す (歴憲) 。今年 貞昌寺建立 (歴憲) 。今年 鶴田村開かる (歴憲) 		
			1651		
			6		
			<ul style="list-style-type: none"> 。南沼池の橋を架設す (一) 。今年 寒沢、尾太銀山開かる (歴憲) 		
			1654		
			9		
			<ul style="list-style-type: none"> 。二月 徳智堂建立 (歴憲) 。今年 丁介を元後頭となす (歴憲) 		
			2		
			8		
			<ul style="list-style-type: none"> 。六五 酒井忠清老中となる 。四六ニ 五種目の制を定む(東方三三ヶ国は守随稱、西方三三ヶ国は袖谷稱を用いしむ) 。松永貞徳歿す 		
			3		
			1653		
			8		
			<ul style="list-style-type: none"> 。二ニ キリシタン禁制の高札を建つ 。四一七 幕府五万石以上の大名に内裏造宮の役を録す 。九二 後光明天皇崩す 		
			1652		
			7		
			<ul style="list-style-type: none"> 。七ニ 五苦衆歌舞伎を禁す 。二六 江戸府内浪人改めの令を布く 		
			6		
			<ul style="list-style-type: none"> 。四ニ 徳川家光歿す 。五六 後水尾上皇御落跡 。七月 由井正雪の乱 。八一 徳川家綱に將軍宣下 		

明曆 1	2	3
1655	1656	1657
10	11	12
<ul style="list-style-type: none"> 三月諸公子出府 (歴史) 一三五信義江戶神田郎にて殺す桂光院と謫す殉死者四人 (工) 五一一幕府よりの預入相良清兵衛病歿す (歴代記類、工) 八月大田寺大火 (歴史) 同日輸出入禁制品につき關所に令す一十三ヶ条 (社説) 一三二一医家匠田雨庵(諸道に通達)歿す (匠田由緒考) 四月白赤割村高法(長崎)を廢す 八二幕府、駅遞・人馬・新裁などの制を定む 今年修学院齋宮成る 	<ul style="list-style-type: none"> 一ニ信政家督を継ぎ四代藩主となる (寛政譜) 津輕十郎左工門信英後見となり分地五千石を与えらる (寛政譜、工) 南四一津輕信英弘前下着 (工) 五二六信英十三と巡見す (歴史) 七月信英外ヶ浜を巡見す (歴史) 七月岩木川毒流 (歴史) 八一六大風、田畑損毛多し (佐) 一二月報恩寺本堂建つ (歴史、工) 三月額内檢地 (佐) 四一三家訓を諸頭役に渡す (佐) 一三三後西天皇御即位 五一六幕府長崎奉行に外船処置の法を令す 一三二林羅山はじめて大學を造講す 	<ul style="list-style-type: none"> 一八一九江戸大火、神田上御罷火、代々の日記、武器など焼失す (歴史、工) 小六家督相続につき誓書と幕府に差し出す (佐) 三月額内檢地 (佐) 四一三家訓を諸頭役に渡す (佐) 八五幕府より普洞宗松傾和尚を預けらる (佐) 七月一八月弘前跡あり (歴史) 一三三十三町大火 (歴史)
<ul style="list-style-type: none"> 一三三林羅山歿す 二二七大日本災の編纂始まる 四月幕府市街道路及び屋舎の制を定む 	<ul style="list-style-type: none"> 一三三林羅山歿す 二二七大日本災の編纂始まる 四月幕府市街道路及び屋舎の制を定む 	<ul style="list-style-type: none"> 一三三林羅山歿す 二二七大日本災の編纂始まる 四月幕府市街道路及び屋舎の制を定む

2	3	2	1
1662	1661	1660	1658
17	16	15	13
<p>。三ノ信政参府 (一年)</p> <p>。九二二津輕信交(黒石藩始祖歿す、備式を以て葬る(年終迄</p>	<p>。二一八 信政神留 (曆重工)</p> <p>。五、八信政江戸を出立</p> <p>。六三八部(大間越口通過)</p> <p>。八一六外ヶ浜を巡見す</p> <p>。同二九鯨ヶ沢より帰城</p> <p>(年、工)</p> <p>。武道兵学この年より始む</p> <p>(王話集)</p>	<p>。二一八 信政神留 (曆重工)</p> <p>。三、四廻堰大堤奉行を置く (工)</p> <p>。七月 大 水 (曆重、工)</p> <p>。一、二二。流木に關する政令を發す (津輕家文書)</p> <p>。六二一家訓一七ヶ条(御家中諸法度)を頒布す (御定法古格)</p> <p>。九二八松前藩より鶴を送らる (城譜)</p> <p>。今年日記留書始まる (曆重)</p>	<p>。夏 大旱魃</p> <p>。今年外馬場に並松を植う (曆重)</p> <p>。三四 大 風 (曆重)</p> <p>。七一鶴田・三ツ森・独狐三ヶ村の新田開墾者を召抱う (工)</p> <p>。今年三世寺村派立に倉庫建立す(工)</p> <p>。七一伊達忠宗歿す</p> <p>。九八幕府始めて火消役を置く</p> <p>。二二八凶作により今年年の酒造を制限す</p>
<p>。四六城下、割師町火災 (曆重)</p> <p>。七二五 大 風 (一年)</p> <p>。八二加賀の鷹師下着す (一年)</p>	<p>。一、二四 江戸大火</p> <p>。七一八伊達綱宗幕府の謹書、公う(八二五歿仕)</p> <p>。一、九九、九堀田正信除封となる</p> <p>。一、一五皇居火上</p> <p>。二、三〇キリシタン信徒を美濃に捕えしむ</p> <p>。八、一開所通行の女手形を制定す</p> <p>。閏八、九徳川綱重を甲府に同綱吉を館林に封す</p>	<p>。ハ三江戸城造営成る(天主閣を廢す)</p> <p>。今年京都にて伊曾保物諸絵入本刊行</p>	

5	4	3
1665	1664	1663
20	19	18
<p>。六二一帰国(始めて碓ヶ関口通過)帰城早々生母久祥院を訪問す(当代これを以て恒例となす)(日記、年)</p> <p>。七二八城中に於て論語の講談あり(年)</p>	<p>。一、一長勝寺に参詣(信政の代これを恒例となす)(城譜)</p> <p>。三三三参拜(年)</p> <p>。六三幕府より四万七千石の朱印を受く(佐)</p> <p>。七五増山氏を娶りて正室となす(増山彈正少弼藤原正利の女不印姫)(家系、産鬼)</p>	<p>。四九浅草新庫の火消役を命ぜらる(年)</p> <p>。六二八帰国(年)</p> <p>。八二八黒石へ出向(信英廟へ参詣)(年)</p> <p>。九一六赫土五十貫目を幕府に献ず(年)</p> <p>。一二月大隅に入湯、しばしば蔵館並びに阿闍羅山へ登拜す(産鬼)</p>
<p>。二二七幕府より再びギリシタン禁令伝達せらる(年)</p> <p>。五二〇是より一分五文遣(一文目五十文)に成る(産鬼)</p> <p>。五二五弘前の時鐘撞き始む(年)</p> <p>。七月ギリシタン証文扱局を設く(佐)</p>	<p>。三一二輸入税を定む(日記)</p> <p>。五五幕府へ津輕郡高辻帳目録を提出す(佐)</p> <p>。五二二津輕三郡を改め三莊とす(佐)</p> <p>。五二四諸代官を評定所に兼ね津田仙庵の講義を聞かむ(城譜)</p> <p>。五二七寺社の縁起・棟札を差し出さしむ(城譜)</p>	<p>。三二一羽黒山の在方使僧来る(年)</p> <p>。七一一外ヶ浜青森藩新町三丁目にて月六度の市を建てしむ(工)</p> <p>。七二六松前白ヶ岳噴火大震動弘前にも及び(産鬼、梅田日記)</p> <p>。七二七青森の祭礼始まる(産鬼)</p> <p>。九月板屋野木(板柳)村に米倉を建つ(産鬼、梅)</p>
<p>。二六幕府養子の制を定む</p> <p>。三三三幕府金銀制度につき令す</p> <p>。七一一幕府諸大名の人数を止む</p>	<p>。一、一林鷲峰本朝通鑑の編纂を命ぜらる</p> <p>。一、二五重ねてギリシタン禁令を布く</p>	<p>。一、二六後西天皇御讓位</p> <p>。四二七靈元天皇御即位</p> <p>。五、二二武家諸法度を頒つ、同日殉死を禁ず</p> <p>。二二六幕府林鷲峰の家塾に弘文院の号を与う</p>

7	6	
1667	1666	
22	21	
<ul style="list-style-type: none"> ・六一一 帰 国 (一 年) ・八三長男右京殿生(同一一 誠生の報国元にいたる日記) ・同一四早世(藤田貞元模御家系) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一、二黒石へ出向し信英廟参詣 (一 年) ・三九 参 拜 (一 年) ・二〇三山鹿素行の赤穂禊の報列る (一 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・九二三玄環へ出向、同二五帰城 (一 年)
<ul style="list-style-type: none"> ・三二三煙草植付及び山野開墾につき郡奉行町奉行に諭達す (定書) ・同日祝の節の在り方献上物を規定す (佐) ・四月在方の道路耕地の制を設く (佐) 	<ul style="list-style-type: none"> ・二二六諸士の組付を行う(歴奥佐) この頃御旗奉行を御手廻と改む (佐) ・二二八關所通過の印紙を定む(佐) ・三二〇他国者城門内出入りを禁ず (一 年) ・四一〇輸出禁止品及び役銀を定む (日記) ・七月藩人及び他国人出入の法を定む (定書) ・八月田光沼口の切替え、岩木川に注がしむ (工、歴奥) ・一三二二鱒ヶ沢白八幡宮再建(日記) ・一、二七幕府より樺川左門を預けらる (寛政譜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・九二八藩士に重利金の上納を命ず (佐、歴奥) ・二二二一秋田より使來る (一 年) ・今年高杉村に米倉を建つ (一 工)
<ul style="list-style-type: none"> ・同二二八巡見使を派遣す ・七二八將軍神道祭吉川惟定を引見す ・一一月節句の飾物の草紙を禁ず 	<ul style="list-style-type: none"> ・二二二山川茶令を定む ・五二一伊勢神宮の造営を古式に復す ・二〇三山鹿素行を赤穂に配流す 	

10	9	8	
1670	1669	1668	
25	24	23	
<ul style="list-style-type: none"> 。三ハ世子將軍に謁す (一年) 。四三城下を巡見す (一年) 	<ul style="list-style-type: none"> 。五二四世子(信壽)江戸柳原中印にて誕生す (家系、歴巻、工) 。七月松前の變に付き帰國八四着城 (一年) 。二二六大河へ入湯、一三一帰城 (一年) 	<ul style="list-style-type: none"> 。二(江戸)神田上印火災 (一年) 。四二三 参府 (一年) 	<ul style="list-style-type: none"> 。五月輸出禁止品及代役銀を改定す (一年) 。六一八幕府の巡見使下着す (一年) 。八月松前山崩の音堀弘前に聞ゆ (歴巻) 。一〇二秋田へ使者を遣す (一年)
<ul style="list-style-type: none"> 。二一七東照宮盛難にあう日一九犯人を捕え火罪に処す (一年) 	<ul style="list-style-type: none"> 。三一一 鱒ヶ沢、深浦の港口に荒火を命ず (定書) 。六三〇 松前より蝦夷蜂起の報至る (日記) 。九五松前へ派兵す一七百余人居 (歴巻) 。一〇七松前への援兵帰還す (日記) 。一二九松前より謝礼使至る (日記) 。一三八松前より帰陣の落士等の勞をねぎらう (一年) 。一三九幕府明年の参觀を免す (津輕歴代記) 。一二月幕府松前渡海の兵に扶持米を給す (津輕文庫古記) 	<ul style="list-style-type: none"> 。三三二 諸事條約を令す (定書) 。三三六 開選心得方を布達す (定書) 。六一六 水田畑多く荒廢 (一法) 。六二七 鹿流行し小兒多く死す (歴巻) 。六一七 開墾地の役銀を定む (日記) 	<ul style="list-style-type: none"> 。二一四 江戸大火 。三九幕府貿易品目を改定す 。六月遺跡相續養子等の刑規を令す
<ul style="list-style-type: none"> 。六一二 本朝通鑑成る 。九一五 幕府醸酒令及び煙草裁 	<ul style="list-style-type: none"> 。二二八 計量の制を定む 。五一 一七才以下の養子願いを不許可とす 。七一八 松前福山(矩広)封内の蝦夷亂を起す (一〇、二四 鎮定) 		

	12	11	
	1672	1671	
	27	26	
<ul style="list-style-type: none"> 。四、二六江戸城楓山修理のため補土を献す (日記) 。五、二七信政諸士のために筆法を講ず (日記) 。一、二八 参 祈 (年) 。七、二六次男主殿(資徳)誕生 (年) 	<ul style="list-style-type: none"> 。今年在府 (年) 。七、五青森に別荘を建つ (年) 。今年吉川惟足に入門して神道国学を学ぶ (佐) 。一、四時服を近衛家に献す(以後恒例となる) (歴史) 。又端午・重陽・歳暮の献上も今年より始まる (工) 。一、一〇世子將軍に謁す(歴史) (工) 	<ul style="list-style-type: none"> 。今年在府 (年) 。七、五青森に別荘を建つ (年) 。今年吉川惟足に入門して神道国学を学ぶ (佐) 	<ul style="list-style-type: none"> 。四、二六江戸城楓山修理のため補土を献す (日記) 。五、二七信政諸士のために筆法を講ず (日記) 。一、二八 参 祈 (年) 。三、一〇天立峠の境目につき秋田藩と交渉す (日記) 。五、二一蝦夷峠起原因探索のため藩兵十余人を松前に派遣す (佐) 。九、六領内漆の産高を調査す(日記) 。今年和徳橋断間の新道を開く (歴史)
<ul style="list-style-type: none"> 。三、一五所川魚開墾 (日記) 。三、二一 技木屋長兵衛を松前に遣す (日記) 。三、一五廻米に付き在敦賀役人に訓令す (定書) 。閏六月地震、若木山南の方角を (日記) 。八月藩士家督の制を定む (工) 。九、一六許可なく畑地を田地と称すを禁す (日記) 。今年新田開発成就し一三七ヶ村を開く (工) 	<ul style="list-style-type: none"> 。一、一四酒造業者を処罰す (日記) 。二、二紙漉につき訓令を發す(日記) 。二、二六外ヶ浜検地 (日記) 。一、二五大水・大風 (歴史) 。今年飛柳村を開く (歴史、佐) 。閏六、二五重ねて外国渡航を禁す (工) 。二、二八保科正之發す (工) 。今年長崎貿易を折法売買に改む 	<ul style="list-style-type: none"> 。一、一四酒造業者を処罰す (日記) 。二、二紙漉につき訓令を發す(日記) 。二、二六外ヶ浜検地 (日記) 。一、二五大水・大風 (歴史) 。今年飛柳村を開く (歴史、佐) 	<ul style="list-style-type: none"> 。三、一〇天立峠の境目につき秋田藩と交渉す (日記) 。五、二一蝦夷峠起原因探索のため藩兵十余人を松前に派遣す (佐) 。九、六領内漆の産高を調査す(日記) 。今年和徳橋断間の新道を開く (歴史) 。培禁止令を發す

3	2	延宝1
1675	1674	1673
30	29	28
<ul style="list-style-type: none"> ・三一五 参 拜 	<ul style="list-style-type: none"> ・六二一 帰 国 (年) ・九二五 石へ信楽廟へ参詣 (年) ・一三六 大鷲へ入湯、同一二帰城 (工) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三九 参 拜 (年) ・四一四 世子及び藩主次人將軍に謁す (歴巻、佐) ・五二九 正室増山氏歿す (年)
<ul style="list-style-type: none"> ・二、一日記設置かれ弘前藩方日記の記録始まる(但し留書はこれ以前既にあり) (御用格) ・二一〇 軍用金、廻米のことに付き郡奉行所奉行に布達す (定書) ・二一六 藩士の敬称等に關し庶民に 	<ul style="list-style-type: none"> ・六六 大風雨、家屋樹木に大被害あり (工) ・八二二 一、九一 若木川掘り替えこれより逐年若木川西岸数十里の大堰を築く (工) ・一一、二(年) 同三同一三城中轟台にて始めて能を備し藩士に見物せしむ (工) ・一二二 城郭内取締りにつき令す (定書) ・一三二 一七町内借家宿泊入取締令を發す (定書) 	<ul style="list-style-type: none"> ・二二〇 茂合金を定む (定書) ・二二六 塗師に対する制令を發す (定書) ・四二七 毎年のキリシタン改めを隔年と改む (日記) ・九月 板屋野水村に米倉を建、又灰沼村沖新田淤立 (佐) ・今年 諸手足輕十二組を定む (佐)
<ul style="list-style-type: none"> ・六二一 一代官伊余忠扇小笠有馬を探險す ・六二四 山鹿素行赦免さる ・一一三 三皇居造営成る 	<ul style="list-style-type: none"> ・四一 一畿内中国美濃等大水 ・可、七狩野探幽歿す 	<ul style="list-style-type: none"> ・五八 京都大火、皇居罹災 ・五月 一、ギリ又の通商再開額を却下す

5	4
1677	1676
32	31
<p>。二一〇。今別の状(蝦夷)臘胆 蠟を献す、三二八魚介を献す (日記)</p> <p>。三二六 琴 科 (年)</p>	<p>。一五近衛家火災につき金帛 を献す (後)</p> <p>。三二三赤罽を近衛家の上呈す (歴意)</p> <p>。五二三 帰 国 (年)</p> <p>。二一二月樋口衙門・傍島帯 刀、津輕玄蕃の邸宅へ出向く (歴意)</p>
<p>。三二五ラッソ銅山の極印尾木の二 字に定む (年)</p> <p>。四月初田南部の論山により幕吏求 着す (日記)</p> <p>。六二六外科医修業の者を奨励す (日記)</p>	<p>。四月秋田南部西藩間に論山の事取 り (年)</p> <p>。六月城内において小見山玄益に四 書を讀せしむ (貞享親範録)</p> <p>。九一九職制を定む (日記)</p> <p>。二二二領内の銀山はじめて銀を献 す (日記)</p> <p>。三二二藩士の惣為替子の制を定む (日記)</p> <p>。今年畑地租法を定む (後)</p>
<p>。一〇、五東海・南海・西海諸道 に大風・海嘯の警報あり</p>	<p>。六月幕府修験者に関する禁令 を頒つ</p>

	7	6
	1679	1678
	34	33
<ul style="list-style-type: none"> ・三二大老酒井忠清を江戸上郎 	<ul style="list-style-type: none"> ・三九 参符 (年) ・一三、一近衛家にて調製の津輕系図(信政の要請通りのもの)江戸屋敷に届く (日記) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一一九駿河台火消役を命ぜらる (年) ・六九 帰園 (年) ・九二三古懸不動祠に参詣 (歴史) ・一〇一二月津輕外記、高倉五兵衛・森岡主膳の邸宅に出向く (歴史)
<ul style="list-style-type: none"> ・七六本城の金蔵建つ (年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一六寺院(禪宗)の飲酒を禁ず (日記) ・一一一御手廻りの士七五人を五組に分つ (歴史) ・三九壽森の在番始まる (歴史) ・一一一用人所屬事務を定む(秘鑑) ・今年如前徳田町米倉を建つ(工) ・又新町上田町にも倉建つ (歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> ・八月秋田比内へ出奔の者八人を引取る (年) ・今羊紙渡師を下す (工) ・一一一城米を大坂に廻附せしむ (日記) ・三月田畑検地を行ふ(寛文十一年の分の残り) (工) ・六三城下豊甲町の積多屋敷を石ノ渡へ移す (日記) ・七二三石ノ渡に米蔵を建つ (年) ・八八長勝寺山門建立、十六羅漢を安置す (日記) ・二七野外武技鍛錬の令を發す日記 ・一一一〇城中にて兵書の講習あり (日記)
<ul style="list-style-type: none"> ・五八将軍家綱薨す 		<ul style="list-style-type: none"> ・火火忍罰令を發す

2	天和 1	8
1682	1681	1680
37	36	35
<p>。三一九越後の国刈羽郡三島郡の検地を命ぜらる七二七検地終る (年工)</p>	<p>。三三 参 府 (年) 。四二 青蓮院宮の勅使役を命ぜらる (年)</p>	<p>に招待す (歴憲) 。五一 四上野辻堅役を命ぜらる (歴憲) 。七二 信政及び世子將軍家綱の遺物を拜領す (歴政譜) 。八二 一世子信重と名乗る (年) 。九二 七 帰 国 (年)</p>
<p>。六二 三はじめて岩木山の祭祀を行なう (歴憲) 。八二 二岩木川の堰替えを行なう</p>	<p>。一 一 山鹿高恒(兼行の養子嗣)を老臣に起用し津輕大寺と改称 (年、工) 。二 一 八松前の使者来る (佐) 。二 月 礎ヶ岡街道へ並木松を植允付 (工) 。三 一 広瀬新田開墾に関する茶目を送む (秘鑑) 。四 三 大 地 震 (年) 。六 一 九 巡見使城下に至る (年) 。七 一 六 藩士の衣食住の奢侈を禁す (工) 。今年領内の総検地終る(寛文十一年より十一年目) (佐)</p>	<p>。八二 大雨洪水(年)弘前をけじめ在々三五ヶ村大被害を蒙く (工) 。一 二 治民のことにつぎ代官に訓令す (秘鑑) 。一 三 六 足輕二八組定まる (歴憲) 。今年岩木郡温泉開く (歴憲、工) 。今年外ヶ浜横内組、原別村及び岡辺の新田淤立 (奥富土)</p>
<p>。一、(綱吉読書はじめに当り柳沢保明に大学を講せしめ後列となす</p>	<p>。六二 (綱吉) 綱吉自う越後騒動の獄を決す 。二二 (堀田正俊) 堀田正俊大老となる (貞享元、八二八)</p>	<p>。七二 八 綱吉將軍となる 。八二 九 後水尾上皇崩す</p>

貞享一	3	
1684	1683	
39	38	<ul style="list-style-type: none"> 五二一 帰 国 同日始めて時大鼓をうつ (年) 八二八 青森藩へ下向、浅虫へも入湯 (工) 九一六 越ヶ沢へ下向、同一帰城 (年、工)
<ul style="list-style-type: none"> 三三一 帰 国 (年) 五、五 長勝寺に参詣 (年) 五月(下旬) 東浜巡行、三麻より帰城 (工) 八二西ヶ浜巡行、同一深浦より帰城 (工、差遣) 八一 九十三方面巡行 (日記) 一二三 五子信重従五位下出羽守に任叙せらる (年、家系) 	<ul style="list-style-type: none"> 三、七 参 府 (年) 五、二 次男主殿(資總)那須家の養子となる (年) 閏五二六 日光山宮修葺の手伝いを命ぜらる (年) 九一三 日光普請場へ出向 (工) 	<ul style="list-style-type: none"> 九月再び駒越に越替えしむ (佐) 八一五 加前惣領守八幡宮の祭礼行なわる始めて所により山屋石練物等を出し津波城下を巡行す (工) 二〇、二八 領内の制札を改む(七四ヶ所に建) (年、工)
<ul style="list-style-type: none"> 三二六 新様地始まる(年)一三ヶ年計画、之を貞享の御筆御元帳といふ (工) 五二〇 大坂灣、池(安右工門)船松い下げを請う (日記) 一、一 幕府よりの預り人柳川調信(素庵)歿す、一、一、一三 死骸の見分を行なう (年) 今年弘前藩森所樋口村間に新田を開く (成田五左工門由緒書) 	<ul style="list-style-type: none"> 三四 農村の商人を郡奉行の支配下におく (秘題) 四一 芸人、坊主の帯刀を禁じ衣服に制限を加う (年) 九、一 町年寄の帯刀を禁ず (年) 一〇、一三 目内山に銅山を開く(日記) 今年在方五月の小登殿の停止の他禁令を發す (年) 	<ul style="list-style-type: none"> 五月高札を諸国に建て忠孝の二字を契初し奢侈・毒薬の賣買キリシタン禁を禁ず 九、一六 山崎闇賣致す
<ul style="list-style-type: none"> 八二八 大老堀田正俊江戸城中にて刺殺さる 	<ul style="list-style-type: none"> 六二 三幕村河村瑞賢に淀川水路巡察を命ず 七二 五武家諸法度を諸大名に頒つ 	<ul style="list-style-type: none"> 二、二 八福井算哲新庵(貞享曆)を撰進す 一、一、一 保井算哲(淡川春海)を天文方とす

4	3	2
1587	1686	1685
42	41	40
<p>。三ノ八 参 拜 (年)</p> <p>。五、一 幕府より仙洞御使の馳走役を命ぜらる (年)</p> <p>。一〇、二 四郎禰家の事に坐し幕府より開門を命ぜらる (年、室政譜)</p>	<p>。四、二 七 慶林院(信政の母)歿す (年)</p> <p>。七、三〇 帰 国 (年)</p> <p>。八、一六、一 九、三 鷲ヶ沢、深浦、十三、小泊、相内、念木、木造新田、亀ヶ岡、板屋路木、愛宕山、百沢を巡行す (工)</p> <p>。九、一〇、同、二 四波岡より東浜方面を巡行す (鑑覽)</p>	<p>。一、一 八 信政四十の賀宴あり (奥富土)</p> <p>。一、二 九 妹智伊奈彦右工門の事に坐し遠慮を命ぜらる三、三 遠慮赦免の飛脚到る (年)</p> <p>。五、九 参 拜 (年)</p> <p>。七、九 世子信重松平忠尚の娘と婚約す九、二 結納 (年)</p>
<p>。一、九 教恩寺炎上 (年)</p> <p>。三、二 八 新校地の賣租を定む (工)</p> <p>。八、二 八 藏家の飲食につき訓令す (社鑑)</p> <p>。今年賀田に塩硝倉を建つ (歴亀)</p>	<p>。二、二 九 大 地 震 (歴亀)</p> <p>。五、二 四 洪 水 (歴亀)</p> <p>。一、一 一 鉄六文遣いとちる (年)</p> <p>。今年宮下下房宮(岩木山神社)を修築し堂塔、門、御喜美を尽す (工、歴亀)</p>	<p>。二、二 八 幕士の知行藏前没しとす (奥富土)</p> <p>。四、一 八 行路伝馬人足につき下命す (社鑑)</p> <p>。八月堀掛街道を止め千歳山新道を開く (工)</p> <p>。一、二 信政の師山鹿素行の訃報到る、即日より三日間領内の鳴物停止 (工)</p>
<p>。一、二 七 生撫備みの令察せらる (この後しはしは下令)</p> <p>。三、二 一 鹽元天皇御讓位</p> <p>。四、二 八 東山天皇御即位</p> <p>。四月幕府土地売買を禁ず</p> <p>。一、二、六 大當会を復興す</p>	<p>。四、二 二 幕府服忌令を改正す</p> <p>。九、七 武徳大成記成る</p>	<p>。二、二 二 後西上皇崩す</p> <p>。三、二 六 住吉良慶を給師とす</p> <p>。八月長崎貿易を制限す</p> <p>。九、二 六 山鹿素行歿す</p>

元禄
禄

<p>元禄 禄</p>	<p>2</p>	<p>3</p>
<p>1688</p>	<p>1689</p>	<p>1690</p>
<p>43</p>	<p>44</p>	<p>45</p>
<p>。四一七開門を免ぜらる <small>(年、寛政諸)</small> 。八月江戸神田の上郷を召上げられ、代りに本所二ツ目の屋敷を与えらる<small>(年、工)</small>引渡しは九月一日 <small>(鑑鑑)</small> 。九六津軽伊織信俗歿す<small>(年、寛政諸)</small> 。一二月世子元服す<small>(年)</small></p>	<p>。在府<small>(年)</small> 。七二三一一、二七異母弟兵庫の出奔につき遠慮<small>(歴歴、工)</small> 。今年津輕伊織後嗣なきため米地千石を幕府より召上げうるこれより信政の領地は四万六千石となる、但しその中五百石は信政に預けらる<small>(寛政諸)</small></p>	<p>。八一八帰国<small>(年)</small> 。九一三齋々沢へ出向それより新田を巡見す<small>(年)</small> 。一二、二湯島聖堂へ手水鉢を寄進す<small>(年)</small></p>
<p>。二月郡奉行、弘前所方、勘定方等の分掌を定む<small>(秘鑑)</small> 。四一、二土割堰奉行を置く<small>(番藤長門日記)</small> 。一〇月藩士の家督相続法を定む<small>(佐)</small> 。今年藩主開門中大いに助カセし三郡の叢高に褒美及び知行を与う<small>(京都津經郎中日記)</small></p>	<p>。一、二五檜樹の栽培を奨励す<small>(日記)</small> 。四月支母袋の沼を開放して田畑を開く<small>(工)</small> 。一、二〇山林保護のため大木を薪炭に用うることを禁ず又藩士以下領民、井社の諸建築に入用の材木は藩当局の許可を要するものとす<small>(榊井四郎兵衛家記、貞享観載録)</small></p>	<p>。三、二五礎ヶ開、大開越、野内三開所の出入規定を設く<small>(日記)</small> 。二、三五六赦を行なう<small>(鑑鑑)</small> 。今年野元道玄を棟梁として織座を起さしむ<small>(工歴憑)</small> 。今年三郡を分けて十三組とし代官二六人を置く<small>(歴憑)</small></p>
<p>。四、二東大寺大仏殿再興の勅令あり 。四月寺院の古跡新地を定む 。一、二、二一綱吉忍々岡孔子廟に参詣す 。一、二、月柳沢保明、南部直政副用人となる 。今年清國商船の来航数を制限す</p>	<p>。二月天文方淡川寿海、天文白を本所に録く 。一、二、二幕府北村季吟又子を召し出す</p>	<p>。八一八ケンパエル出島高館医員として来朝す 。一、二、二昌平坂の孔子廟落成す</p>

7	6	5	4
1694 49	1693 48	1692 47	1691 46
<ul style="list-style-type: none"> 。二一五 杉軍綱吉の講書を聞く 	<ul style="list-style-type: none"> 。三二三 参拜 (年) 。四二三 本所火消役を命ぜらる (年) 。一三一六 吉川惟足より神道一車重位を伝授さる (斎藤八郎左工門日記) 。今年弘前賣商人に賜食のことあり (歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 。四 四信政の生母久祥院(添田氏)歿す (年) 。八二六 燭園 (年) 。八二六 百沢寺に出遊す (歴史) 。九一一 西ヶ浜・惠ヶ岡・青森を巡見す同一六燭城(年歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 。三二五 参拜 (年) 。八二二 江戸本所火消役を命ぜらる (年) 。一三一 世子信重婚姻 (年)
<ul style="list-style-type: none"> 。五二七 大地震、若木山噴火(年、工) 	<ul style="list-style-type: none"> 。一〇九 荒畑に松杉を植えしむ(日記) 。二二三 一四 大雨致水溺死者多し(工) 。二月 百沢寺を造営す (歴史) 。五月 漆方奉行を置く (工) 。七二〇 道法一里三十六所に定まる (工) (但し津輕道程帳によれば承応二年にはすでに火半これが実施されてゐる模様) 。七二八 キリシタン改めにつき令す (日記、御定法書) 	<ul style="list-style-type: none"> 。一〇二 五 大風 (年) 。七二三 時鐘の費用を城下民の負担とす (日記、年) 。一〇 月不作につき狭約令を下す (歴史、松井助左工門日記) 。今年板屋野木に藩庫を立つ(工歴史) 。今冬五十年來の大雪にて家多く潰る (工、歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 。二月 馬を棄てる事を禁す (秘懸) 。四八 城下浮森町に於いて常芝居の興業始まる (工) 。五月 高野山遍照院へ茶湯料二十石を寄進す (工) 。五月十三 淡に藩庫を建つ (歴史)
	<ul style="list-style-type: none"> 。五二六 東大寺正倉院開封 (八七開封) 。五月 江戸の人口調査あり 。八一〇 井筒西鶴歿す 	<ul style="list-style-type: none"> 。二二三 綱吉大成殿に釈奠して論語を講す(以後しばしば講す) 。五一六 東大寺大仏殿再建成る 。五月 寺院の新建を禁す 	<ul style="list-style-type: none"> 。一〇一 三林信篤に蓄髮せしめ大學頭に任ず 。二二一 綱吉孔子廟(昌平坂)に臨み釈奠を行はる 。四二八 百穂宗悲田院歿を禁す 。八二七 熊沢蕃山歿す

9	8	
1696	1695	
51	50	
<ul style="list-style-type: none"> 。三、一將軍の講書を開く (一年) 。六、二帰国 (一年) 。八、六、一〇本須新田を巡見す (一) 	<ul style="list-style-type: none"> 。一、一八信政五十の習字あり (一年) 。三、一八 参府 (一年) 。七、二八 嫡孫警誓 (六代信興誕生す) (一年) 。一、二、二六江戸上邸焼燬す (一) 	<ul style="list-style-type: none"> 。五、二二 帰国 (一年) 。八、二、一三 西ヶ浜に在き大岡越より秋田境を見、新田経て帰城 (一年) 鑑盤 。八、二、一 百天寺へ参詣 (一年) 。九、一、二 東渡に出向一々六帰城 (一年) 。八、二、二 百合草を近衛家に贈る (一年)
<ul style="list-style-type: none"> 。一月疫病流行死者多し (一) 又飢死者多く盗賊流行、盜賊改め奉行を置く (歴電) 	<ul style="list-style-type: none"> 。六、一 九質屋作法を定む (日記) 。九、一 九凶作につき強約を令す (日記、一) 。一、一 九藩士の録を半減し町匠者以下諸職人まで二百人ばかりに職を与ふ (一) 一、二、五同種輕種の者數十人に職をつかわす (一年) 。一、一、三藩府より見舞として米三万俵分八千兩を貸与せらる (日記、寛政譜) 。今年凶作による餓死者三万人余といふ (一) 	<ul style="list-style-type: none"> 。九、二 五秋田の使來る (歴電) 。今年迄の新田開墾の結果をも合せ総貢税二九万六千六百九十九石九斗三升に達す村数八二五ヶ村、内黒石領一七七二石九斗三升 (佐) 。一〇、二 四度申城行人坂を建立するこゝとを禁す (みだりに) (一年)
<ul style="list-style-type: none"> 。四、一 萩原重秀勘定奉行と行る 。一、二、一 明正上皇崩す 	<ul style="list-style-type: none"> 。六、一 三切支丹類族を定む 。八、一 金銀改鑄令を發す 。一、二、一 三諸國鉾山の採堀を奨励す 	<ul style="list-style-type: none"> 。一月幕府望樓小説の作者四人を罰す 。一〇、二 松尾芭蕉歿す 。一、二、六 吉川惟定歿す 。二月 柳沢保明を老中に準ず

11	10	
1698	1697	
53	52	
<p>。六一六 帰 国 (一年)</p> <p>。六二三前に信政に預けられし五百石の地を津輕米々に換え与えらる (寛政譜)</p>	<p>。閏二一六町年寄二人所入三五人に賜食の事あり (歴巻)</p> <p>。三、一九 参 府 (一年)</p> <p>。四月江戸火消役を命ぜらる (歴巻)</p> <p>。一、二一 幕府代官伊奈氏の事により遠慮を命ぜらる三一日赦免さる (年、工)</p>	<p>。今年亀ヶ岡に別荘を建つ (歴巻)</p>
<p>。五月米水六、七月しげしげ大水 (歴巻)</p> <p>。一、二、三秋田より使者来る (一年)</p> <p>。今年深郷田に新田成立十一ヶ村 (工、歴巻)</p>	<p>。三月広須新田開発成り御蔵奉行を置く (工)</p> <p>。八、一五秋田領のもの文間越山にて伐木者を擱め取る同二三礎ヶ間に引渡す (一年)</p> <p>。八、一九月松前に漂着の朝鮮人外ヶ浜に送致さる依つてこれを南部に送る (歴巻)</p> <p>。今年藩士二二四人与力六七人足輕三二人暇をつかわす (歴巻)</p> <p>。二、二。幕府より借用の米三万俵代のうち二千八百兩を返納す (工)</p> <p>。閏二、二八、三、九四、丸の土宅を城外に移す (一年)</p> <p>。三、一、二開墾のため池領民の移住を許す (日記)</p> <p>。今年長秋浜出末島村に宏瀬神社、西浜田野沢村に龍田神社を建立す (工)</p> <p>。今年米四斗を以て一俵と定む (もと四斗五升入) (歴巻)</p>	<p>。二、一 月三奉行に命じ海内輿地圖を作らしむ</p>
<p>。七、二 柳沢保明を老中の上に列す</p> <p>。八、二 寛永寺中堂成る</p> <p>。九、六 江戸大火(勅額火事)</p>	<p>。四、二六旧金銀貨を新貨と交換せしむ</p> <p>。八、二 幕府歴代御陵の修理を奏す</p> <p>。一、〇 月酒屋運上金を賦課す</p>	

14	13	12
1701	1700	1699
56	55	54
<ul style="list-style-type: none"> 。三二七千歳山、古懸に出遊す (歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 。三二一 世子参府 (年) 。三月吉川秩時より二事重位の伝を受く (吉川秩時筆記) 。五、二〇 信政、信春、那須与市の三人将軍に面謁す (年、工) 。九、一 信春土佐守と改称す (因みに信春と改名せしは享保九、二、二三のこと (日記)) 。九、二一 帰国 (年) 	<ul style="list-style-type: none"> 。八一六 赤須新田、壺ヶ岡を巡行す (歴史、雜記) 。九、六 江戸柳京の中邸焼す (年) 。九、二一 東浜に出向く浅出にて湯治の後同二三帰城 (年、工)
<ul style="list-style-type: none"> 。一、一七 座頭を食配当定まる (歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 。一、二五 洪水 (年) 。二、八 浪人の鉄砲改めを行なう (年) 。八、一〇 秋田この困境天立の杉の里程を定む (日記) 。一〇 月十三村の訓詁を音読に改む (歴史) 	<ul style="list-style-type: none"> 。今年大鷲、尾崎、大光寺、弘前間に道路開く (事蹟)
<ul style="list-style-type: none"> 。一、二五 契沖歿す 	<ul style="list-style-type: none"> 。八、二八 はじめて日光参行をおく 。二、二二 綱吉易經の講義 (元禄六年開講) を完了す 。二、二六 水戸老圍歿す 	<ul style="list-style-type: none"> 。六一六 河村瑞野歿す 。閏九、四 幕府大名旗本従者の制を定む 。二、二七 幕府風俗取締令を発す

16	15	
1703	1702	
58	57	<ul style="list-style-type: none"> ・四七浅虫へ湯治(一年)途中浪岡八幡宮、二本松賀茂社へ参拜同一八幡城 (龜鑑) ・五一五 参 拜 (一年) ・六一八 澤野六徳信章被下口起 (一年) ・二二四 那須三一(信政次男)幕府より知行与えうる(一年)
<ul style="list-style-type: none"> ・二、八 大石良雄等切腹を命ぜらるにつぎ遠慮申しつけうる ・三、三 免ぜらる (一年) ・三、一五 参 拜 (一年) ・閏八月幕府へ鶴を献す (木立日記) ・二、一五 江戸御常中御頼焼す (一年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・六、七 堀・厨 (一年) ・二、二六 本所の上邸焼焼す (一年、佐) ・一、三、三一 赤穂藩臣の復讐者等の報至り信政感銘す (洋野一貫録) ・七、一 九 去るへ九年齋藤の宗の死七者の大施設を行なうー弘前貞昌寺・鯨ヶ沢法光寺・善林正堂寺 ・九、一 二 弘前東南に新町割を行ない一軒に封し桑畑一町五反を割りあつ ・一〇、七 松前が使未る (日記、年) ・二、一 二 茶烟奉行をおく (佐) ・四、二 七 幕家の雨乞を禁す (秘鑑) ・五、一 二 及び六、四 洪水 (歴史) ・八、一 九 大 風 (歴史) ・今年在方へ五七ヶ条の掟を示達す (秘鑑) 	<ul style="list-style-type: none"> ・六、二 三 町人夫役を地子銀細と禁す (歴史) ・九、二 六 山漆以下諸木の伐採を禁す (日記) ・一、三、九 町人の歴史津輕の二字を冠することを禁す (一年)
<ul style="list-style-type: none"> ・二、四 大石良雄等に切腹を命ず ・一、〇 二 八 幕府大和川を淺草す ・二、三、九 江戸大火 	<ul style="list-style-type: none"> ・七、一 八 物価低減令及び造酒令を下す ・一、三、一 五 大石良雄等曰赤穂藩士主君の仇をうつ ・一、二、一 九 全国の給図成る 	<ul style="list-style-type: none"> ・三、一 四 勅使松尾に際し浅野氏矩、吉良義央を殿中に傷つけ白刃を命ぜらる ・一、一 月 質屋係令を定める

宝永1	2	3
1704	1705	1706
59	60	61
<ul style="list-style-type: none"> ・二二三吉川茂時より三重重臣の伝を授く (吉川茂時筆迹) ・六二六近衛家へ年々千石(金三百両)を贈ること定まる (年、工) ・八一八 帰 国 (年) ・二一五野元道成(香銅養法記由を著し領内に頒) (日記) ・八二四年米納以前の米穀売却を禁ず (日記、秘鑑) ・一〇月道隆の判、士民の服飾等に付き訓令す (御用格、秘鑑) ・一二、五大野村、沖籠村新田百余町を聞く (日記) ・今年儀元新田ハケ村を聞く (香藤長門日記) 	<ul style="list-style-type: none"> ・二、一津路去蕃歿す (年) ・三、一 参 拜 (年) ・四、九本所火消役を命ぜらる (年) ・五、二六世子帰国 (年) ・六、一 幕府の巡見使至る (日記) ・今年私前所割替あり (歴巻) ・今年金木新田十八ヶ村を聞く (事蹟) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三、一 信政・信興等江戸へ下向の後近衛基熙に謁す (年) ・三、一 世子参拜 (年) ・六、六 帰 国 (年) ・九、五 為侍の百年齋を行う (歴巻) ・九、二四織座へ出向(上) (歴巻) ・二、一八本間氏部左卫門より弓 ・一、一 伊勢神宮へ太々神樂奉納のため領内一同に初穂料を曝出せしむ (秘鑑、日記) ・一、一、三 私前より大光寺に到る新道を聞く (日記) ・三、二 一 武芸を奨励し儉約をすすむ (日記、奥富士) ・一、二 月末期養子を禁ず (奥富士)
<ul style="list-style-type: none"> ・二、二九初代市川團十郎歿す ・一、二、五大成殿(吉野)造營の功終る ・二、二、五甲府細曹将軍世子となる(景宣と改名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・二、一三幕府供御料一萬石を増徴す ・三、二 伊藤仁斎歿す ・七、二 四在國諸大名の呈書賜物を止む ・八、九 諸藩に命じ封内紙幣發行額を録上せしむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・一、一 柳沢吉保へ一四年保明を吉保と改む(大老となる) ・一、一 五新旧貨兌換の令を下す (一 宝永六、六、三) ・三、 四近衛基熙細吉と会見す ・一、 一 月幕府再び質屋規則を定む

6	5	4
1709	1708	1707
64	63	62
<p>。三二六神明宮へ参拜す (年)</p> <p>。三二九 参 府 (年)</p> <p>。六一一信政、信重江戸へ下向の近衛家源に面会す (年)</p> <p>。六一二信政の弟慈天権僧正寂す (年)</p>	<p>。一三致老藤国民部を派遣して近衛家源の関白宣下を覆せしむ (年)</p> <p>。三八京都の藩邸火災 (歴史)</p> <p>。六一五 帰 国 (年)</p> <p>。六一五那須守市逝去の報至る (年)</p> <p>。八六西浜巡見同一帰城 (年)</p>	<p>。一五本所上郎類焼 (年)</p> <p>。三二五 参 府 (年)</p> <p>。五二八世子帰国 (年)</p>
<p>。三、二高野山遍照院の債僧来る (年)</p> <p>。三月居士村(大鷲組)に漆園寮を田浦(赤石組)に植林せしめ各々新村を立てしむ (事蹟)</p> <p>。三、二四岩木山硫黄坑噴火 (年)</p>	<p>。二二六外ヶ浜並びに西ヶ浜海辺に風除のための松杉を植え付けしむ (日記)</p> <p>。九月城下本町火災 (年)</p> <p>。一〇、九荒田畑に陸稻を植えしむ (日記)</p> <p>。一、九丸山奉行を廢し郡奉行の管轄に移さしむ (日記)</p>	<p>。三、二樽及び相の裁増を奨励す (日記)</p> <p>。六、一領内町内絶代二人伊勢太々神樂奉納のため出張す(日記秘題)</p> <p>。六二三土手所辨天堂建つ (年)</p> <p>。八一九大風被害大なり (日記)</p>
<p>。一、一〇綱吉歿す</p> <p>。一、一七大鏡を廢す同二。生類憐みの令を發す</p> <p>。二二〇幕府大赦を令す</p> <p>。三月酒造上納違上を廢す</p> <p>。六一一東山天皇御讓位(一一二、一七崩す)</p> <p>。一〇一二月幕府新井白石にシ</p>	<p>。閏一、二八幕府當十銭の通用を令す</p> <p>。三、八京都大火皇居燃上す</p> <p>。八二八ローマの宣教師シドチ屋久島に渡来す</p>	<p>。二、二落書指文流言雜説を禁す</p> <p>。一〇、四諸国大地震</p> <p>。二月富士山噴火・山腹に宝永山を生ず</p> <p>。二二七近衛家源関白となる(一宝永六、六、二一)</p>

道の印可を發く (與富士)

明治 41	正徳 1	7	
1908	1711	1710	
		65	
<ul style="list-style-type: none"> ・九月従三位を追贈せらる 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年岩木山麓に高岡靈社造堂 さる翌二年に完成さる(唯一 神道の法式に依る)現在の高 照神社これなり 	<ul style="list-style-type: none"> ・七、二六 帰 国 (年) ・八、八 近衛家へ駒を贈る (年、奥富土) ・閏八、九、二一 浅虫へ湯治(年) ・一、二、八 信政弘前城にて歿す ・年六十五 遺命により岩木山麓 へ神葬(一、二、四) 瓜敷を報恩 寺に埋む 奏潤真覚妙心院と号 す (歳系、年、寛政譜) 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・三、九 水 (年) ・三、一九 朝鮮人琴を栽培せしむ (日記) ・六、八 幕府の巡見使至る (年) ・閏八、一 幕士に対し百石につき十五 俵宛の手当を与う (佐)
			<ul style="list-style-type: none"> ・三、一 幕府巡見使を發遣す ・三、三、三 近衛基滿東下す ・四、一 五武家諸法度を領つ ・一、二、一 中御門天皇御即位

下手を諫問せしむ